構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

2 構造改革特別区域の名称

那智勝浦すくすく給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町の一部 (太田地区)

4 構造改革特別区域の特性

那智勝浦町(以下、本町という。)は、紀伊半島の南東端に位置し、昭和30年に那智町、勝浦町、宇久井村、色川村が合併し誕生した。昭和35年に下里町と太田村が加わり現在に至る。総面積は183.31 km である。人口は令和3年12月31日現在で14,386人となっており、平成28年より減少傾向にある。

今回、特区申請をする太田地区の那智勝浦町立南大居保育所は山間部に位置し、近年の保育所利用者数は10数名で推移している。

また同地区には現在、小学校が1校、保育所が1園ある。中学校については平成12年3月に閉校したため、中学生はスクールバス等により下里地区の中学校に通っている。町の中心地からも離れていることから、人口減少や少子高齢化が特に進む地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

地域により少子化は進むものの保育サービスへの要求は高まる傾向であり、厳しい財政状況や調理員が不足する中、多様な保育ニーズに対応するため、合理化を図る必要がある。

給食材料の一元購入や調理業務の効率化を図り、限られた財源の元、食育を含めた様々な保育ニーズに 対応するため、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の活用を希望するものである。

なお、本計画により、食材の一元購入によるコストの削減と調理員の配置の合理化、調理業務の効率化 を進め、多様化する保育ニーズへの対応や食育の推進を図ることが可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、那智勝浦町立南大居保育所の給食に関し、那智勝浦町立下里保育所で調理を行い、外部搬入するものであり、この事業を実施することで、次のとおり目標を設定し推進を図る。

- ① 給食の外部搬入により保育所運営の効率化を図る。
- ② 調理員の適正な配置により、給食調理員の人員不足解消に繋げる。
- ③ 食材を一元購入することで地元食材を安定的に調達しやすく、食を通じて地域の農産物等への理解を深めることができる。
- ④ 業務の集約化により、限られた財源の中、省資源・省エネルギーに努めることができ、生ごみの減

量化及び再資源化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会効果

本特例措置を活用することにより、1つの調理施設で2施設分の給食を調理することで、食材の一括購入や調理施設の集中化に繋がり、保育施設における調理に関する経費の節減が可能となる。同時に調理従事者も集約することで、調理員の合理的な配置により人員不足を解消し、調理員を安定的に確保することができる。

8 特定事業の名称

- 920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の 構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業
- ・食材の一元購入を行うことで安定した地元食材の仕入れが可能となり、安心で安全な給食の提供を行う。
- ・調理員の合理的な配置や調理施設の集約化による経費削減を行う。

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該帰省の特例措置の適用を受けようとする者

那智勝浦町立南大居保育所

3 当該規制の特例措置の運用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

那智勝浦町立南大居保育所で行っている給食調理業務を、那智勝浦町立下里保育所からの外部搬入方式に変更する。

両施設の距離は約4キロメートルで配送にかかる時間は約10分である。対象となる園児は10名程度で職員を含めた食数は15食程度。11時に那智勝浦町立下里保育所から配送し、到着後直ちに昼食とする。

那智勝浦町立下里保育所は那智勝浦町立南大居保育所分の給食調理に必要な調理機能を有している。

搬出元保育所「那智勝浦町立下里保育所調理設備の状況」

面積	51.98 m²
職員配置数	調理員3名
調理能力	120 食
調理器具一覧	冷凍冷蔵庫・食器消毒乾燥保管庫・2槽シンク・調理台
	包丁まな板殺菌庫・電気消毒保管庫・炊飯器・オーブン

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたり、「保育所における給食の提供ガイドライン (厚生労働省 平成 24 年 3 月)」を踏まえて取り組むとともに、「保育所における食事の提供に ついて(平成 22 年 6 月 1 日付け雇児発 0601 第 4 号)」における外部搬入実施にあたっての留意 事項を遵守する。また、食育については「和歌山県食育推進計画」に基づき、各保育所で作成し た「食育年間計画」に沿って、保育士、調理師及び管理栄養士が連携し取り組む。
- (2) 外部搬入により給食を提供される児童の献立は、栄養士が作成し、年齢に応じた大きさ、固さ、分量等について対応する。特に、3歳未満児については、発育や離乳食の時期に応じて提供する。また、体調不良児やアレルギー児等への対応については、事前申出による対応や保護者との連絡体制の強化などにより対応し、保護者、栄養士、職員で共有を図り適切に対応する。

- (3) 調理方式は、那智勝浦町立下里保育所調理室から約10分という条件の下、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で行う。配送は密閉できる専用コンテナに収容し衛生管理の下行う。使用したコンテナや食缶はすぐに回収し、那智勝浦町立下里保育所調理室において十分な消毒後、厳重に保管する。加えて、運搬車両の衛生管理についても徹底する。那智勝浦町立下里保育所調理室は、十分な衛生管理の下で調理を行い、食材の適正管理、調理員の研修、健康管理も怠りなく、保健所の指導・助言に従い適正に運用する。
- (4) 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日付社施第38号)」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日付指第14号)」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日付児発第86号)を遵守する。調理業務の受託者との契約内容の確保については、搬入元と搬入先がともに那智勝浦町が管理している公立保育所のため、「契約書」を取り交わすことはしないが「取り決め事項」を取り交わし、両施設間で特例措置事業の実施において緊密な連携を図る。
- (5) 搬出先の那智勝浦町立南大居保育所には調理室があり、加熱設備としてオーブン、ガスコンロ、 保存設備として冷凍冷蔵庫等各種調理器具がそろっているため、再加熱や冷蔵・冷凍が可能であ る。

搬出先保育所「那智勝浦町立南大居保育所調理室設備の状況」

調理室面積	20.70 m²
職員配置数	調理員1名
	(なお、当該職員は那智勝浦町立下里保育所にて調理業務に従
	事し、那智勝浦町立南大居保育所へ搬入を行う)
調理器具一覧	冷凍冷蔵庫・保存用冷凍庫・食器乾燥機・オーブン・炊飯器
	調理台・2槽シンク・ガスコンロ

【配送計画】

午前	9時00分	体調不良児等の調理方法変更依頼の締め切り時間
午前1	1時00分	那智勝浦町立下里保育所での昼食調理完了、調理場出発
午前1	1時10分	那智勝浦町立南大居保育所到着
午前1	1時40分	各クラス昼食配膳準備完了
午前1	1時45分	昼食喫食
午後	0時45分	回収、那智勝浦町立南大居保育所出発
午後	0時55分	那智勝浦町立下里保育所到着
午後	1時00分	洗浄
午後	2時00分	那智勝浦町立下里保育所でのおやつ調理完了、調理場出発
午後	2時10分	那智勝浦町立南大居保育所到着
午後	2時30分	各クラスおやつ配膳準備完了
午後	2時40分	おやつ喫食
午後	3時10分	回収、那智勝浦町立南大居保育所出発
午後	3時20分	那智勝浦町立下里保育所到着
午後	3時25分	洗浄、清掃